いすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この告示は、本市における介護保険サービスに係る雇用の確保及び従業者の資質の向上並びに介護保険サービスの安定的な供給を図るため、初任者研修等の受講に要する経費について、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　介護保険サービス　介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）、第14項に規定する地域密着型サービス及び第26項に規定する施設サービス並びに法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）及び第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。

　(２)　初任者研修等　初任者研修、実務者研修及び生活援助従事者研修をいう。

　(３)　初任者研修　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

　(４)　実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第５号に規定する介護等の実務経験を３年以上有する者が介護福祉士の受験資格を取得するための研修をいう。

　(５)　生活援助従事者研修　介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。

　(６)　介護保険サービス事業所　介護保険サービスを提供する事業所のうち、市内に所在するものをいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、別表のとおりとする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）に２分の１を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、次の各号に掲げる初任者研修等の区分に応じ、当該各号に定める額とを比較して、いずれか低い額とする。

　(１)　初任者研修　５万円

　(２)　実務者研修　10万円

　(３)　生活援助従事者研修　２万5,000円

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(１)　受講料等の領収書の写し

　(２)　初任者研修等を行う事業者等が発行する修了証明書の写し

　(３)　介護サービス事業所が発行する就業証明書

　(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときはいすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第２号）により、補助金の交付を認めないときはいすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、いすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

　(１)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　(２)　その他この告示又は関係法令の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、いすみ市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。

　（補則）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象者 |
| 個人 | 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）時点において、次の要件の全てを満たしている個人　(１)　本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。　(２)　初任者研修等を修了しており、かつ、その修了の日が、申請日の属する年度の前年度の４月１日以降であること。　(３)　介護保険サービス事業所において初任者研修等を修了した日以降６箇月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。　(４)　初任者研修等の受講料等の支払を完了していること。　(５)　市税等の滞納がないこと。　(６)　受講料等の経費について、他の公的な制度による助成（この告示による補助を含む。）を受けていないこと。 |
| 法人 | 申請日時点において、次の要件の全てを満たしている法人　(１)　介護保険サービス事業所を運営していること。 |
|  | 　(２)　初任者研修等を受講した者（以下「受講者」という。）が介護保険サービス事業所と雇用関係にあること。　(３)　雇用関係にある受講者が初任者研修等を修了しており、かつ、その修了の日が、申請日の属する年度の前年度の４月１日以降であること。　(４)　介護保険サービス事業所が雇用関係にある受講者の受講料等を負担し、かつ、その支払を完了していること。　(５)　受講料等の経費について、他の公的な制度による助成（この告示による補助を含む。）を受けていないこと。 |

　　備考　補助対象者の雇用の形態は、常勤又は非常勤の別を問わない。